

【障害者分野】第三者評価受審

補助金の申請から交付までの手続き

杉並区福祉サービス第三者評価事業補助金の申請は、福祉サービス第三者評価の結果を、公益財団法人東京都福祉保健財団が運営する福祉情報総合ネットワーク「とうきょう福祉ナビゲーション(<http://www.fukunavi.or.jp/>)」で公表していただくことを前提としています。

【申請から交付の流れ】

1 交付申請

(評価機関との契約前に提出)

締切：令和7年9月12日(金)

事業者 ⇒ 障害者施策課指導担当

☆ 必要書類

- ①②はホームページからダウンロードしてください。
- ⑦⑩については、原本を提示してください。
- ③⑥⑧⑨には、書類ごとに原本証明をしてください。

	書類名	備考
①	助成申請書	
②	(別紙)理由書、事業計画及び申請額算出内訳	
③	定款及び役員名簿(写し[原本証明])	
④	理由書	②で代用
⑤	助成を受けようとする事業の計画書	②で代用
⑥	収支予算書(写し[原本証明])	※1
⑦	国又は他の地方公共団体から助成を受ける又はその予定がある場合、その助成の程度を記載した書類(原本・写し)	
⑧	財産目録(写し[原本証明])	
⑨	貸借対照表及び収支計算書(写し[原本証明])	
⑩	評価機関の見積書(原本・写し)	※2

※1 予算書の写しは今回の補助金にかかる歳入と歳出の部分のみでも結構です。(表紙の写しをお願いします。)

※2 30万円以上の場合は2社の見積書を提出してください。

2 交付決定

障害者施策課指導担当 ⇒ 事業者

- 10月上旬に通知予定です。

※申込多数の場合は、不交付となる場合もありますので、予めご了承ください。(その場合、事業者の費用負担による受審をお願い致します。)

3 評価機関との契約

事業者 ⇒ 第三者評価機関

- 補助金請求期限までに、評価結果が「とうきょう福祉ナビゲーション」で公表されるように、評価機関との受審計画を立ててください。

4 評価受審

(令和8年1月末頃までに受審を終わらせてください。)

第三者評価機関 ⇒ 事業所

5 補助金の請求及び実績報告

事業者 ⇒ 障害者施策課指導担当

(評価機関が福ナビに掲載後、速やかに評価結果を提出してください。)

締切：令和8年2月13日（金）必着

☆ 請求時の提出書類

- ①～③は交付決定時に郵送した様式を使用してください。
- ④～⑥は原本を持参し提示してください。
- 締切日に間に合わない場合は辞退届の提出をお願いします。

	書類名	備考
①	補助金交付請求書（第6号様式）	
②	口座振替依頼書	
③	事業実績報告書（第7号様式）	※
④	評価機関との契約書（原本・写）	
⑤	補助金対象経費の領収書（原本・写し）	
⑥	福祉サービス第三者評価結果報告書（原本・写し）	

※ 福ナビ掲載日（公表日）を確認し記載してください。

補助金交付

【注意事項】

- ◇ 東京都による福祉サービス第三者評価に関する通知は「とうきょう福祉ナビゲーション」で閲覧できます。
- ◇ 第三者評価機関が評価結果を届け出てから福ナビに掲載されるまで日数を要しますのでご注意ください。

【提出・問い合わせ先】

杉並区保健福祉部障害者施策課指導担当

電 話：03-5335-7630(直通)

所在地：杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3 階